2. 保険・年金・税金

(1)健康保険制度

日本に住むすべての人は、医療保険に加入して、保険料を払わなければなりません。 住民登録のある外国籍の人も同じです。保険に加入していないと、医療費を 100%負担 することになります。

社会保険	
対象者	会社に勤めている人
医療費	3割・2割負担(年齢などによる)
保険料	加入者の給料の額によって決まる 事業主と加入者が 50%ずつ払う
手続きするところ	勤務先 ※詳しくは勤務先にお問い合わせください。

国民健康保険	
対象者	社会保険の対象にならない人
医療費	3割・2割負担(年齢などによる)
保険料	加入者の前年の所得・資産・加入人数によって決まる
手続きするところ	国民健康保険課 25055-934-4725

後期高齢者医療制度				
対象者	75 歳以上のすべての人(一定の障害がある人は 65 歳以上)			
医療費	1割または3割負担			
保険料	加入者の前年の所得などによって決まる 個人単位で計算される			
手続きするところ	国民健康保険課高齢者医療係 25 055-934-4728			

(2) 国民健康保険

(i)国民健康保険課 ☎055-934-4725

〇加入するとき

◆沼津に引っ越してきたとき

必要なもの:

前に住んでいた市町村でもらった転出証明書 在留カードまたは特別永住者証明書 印鑑

マイナンバーが確認できる書類

◆社会保険をやめたとき

必要なもの:

社会保険をやめたことを証明する書類(脱退連絡票)

在留カードまたは特別永住者証明書 印鑑

マイナンバーが確認できる書類

◆社会保険の被扶養者でなくなったとき

必要なもの:

被扶養者でなくなったことを証明する書類(脱退連絡票) 在留カードまたは特別永住者証明書 印鑑

マイナンバーが確認できる書類

◆子どもが生まれたとき

必要なもの:

母子健康手帳

国民健康保険証

在留カードまたは特別永住者証明書

印鑑

マイナンバーが確認できる書類

〇やめるとき

◆沼津市から引っ越すとき(母国へ帰るとき)

必要なもの:

国民健康保険証

在留カードまたは特別永住者証明書

印鑑

マイナンバーが確認できる書類

◆社会保険に加入したとき・社会保険の被扶養者になったとき 必要なもの:

社会保険証または加入連絡票

国民健康保険証

在留カードまたは特別永住者証明書

印鑑

マイナンバーが確認できる書類

◆亡くなったとき

必要なもの:

死亡を証明する書類

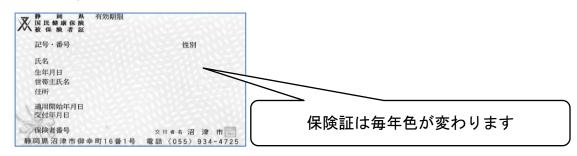
国民健康保険証

在留カードまたは特別永住者証明書

印織

マイナンバーが確認できる書類

▼国民健康保険証(みほん)



▼国民健康保険料納付書(みほん)



- ※納期までに保険料の納付が難しいときは、国民健康保険課に相談しましょう。夜間や 日曜日に相談できる日があります。詳しくはお問い合わせください。
 - (i) 国民健康保険課 ☎055-934-4727

○国民健康保険の給付の種類

- (i) 国民健康保険課 ☎055-934-4725
- ※社会保険などの給付については、勤務先にお問い合わせください。
- ◆出産育児一時金

内容:

国民健康保険に加入している人で妊娠85日以後の出産が対象です。

(死産・流産・早産を含む)。

原則として、国民健康保険課が病院などに直接支払います(直接支払制度)。

金額:42万円(※令和2年度時点)

その他:

海外で出産した場合でも、本人がその期間日本の国民健康保険に加入していれば対象になります。

※詳しくはお問い合わせください。

◆葬祭費

内容:国民健康保険に加入している人が亡くなったとき、葬儀を行った人に支払われ

ます。

金額:5万円 (※令和2年度時点)

必要なもの:

死亡を証明する書類

亡くなった人の国民健康保険証

在留カードまたは特別永住者証明書

印織

葬儀を行った人の預金通帳

◆高額療養費

内容:1ヵ月の医療費が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支払われます。

自己負担限度額は年齢や所得によって変わります。

対象者には通知でお知らせします。

※詳しくはお問い合わせください。

◆限度額適用認定証

この証書を病院に見せると、窓口での支払いが自己負担限度額までになります。

納めていない保険料があると、証書は発行できません。

※詳しくはお問い合わせください。

◆海外療養費

内容:

国民健康保険に加入している人が海外で治療を受けた場合、あとから日本の健康保険を適用できる場合があります。

治療をするために海外へ行った場合は対象になりません。

※詳しくはお問い合わせください。

必要なもの:

診療内容明細書(※)とその日本語訳

領収明細書(※)とその日本語訳

国民健康保険証

パスポート

海外の病院の領収書原本とその翻訳

調査に関わる同意書(※)

在留カードまたは特別永住者証明書

印鑑

世帯主の預金通帳

※国民健康保険課に書式があります。

ホームページからダウンロードすることもできます。

◆特定健康診査

内容:

国民健康保険に加入している 40 歳以上の人に、特定健康診査・特定保健指導を行います。

対象者には受診券が届きます。

※37ページも見てください。

(3)後期高齢者医療制度

(i) 国民健康保険課 ☎055-934-4728

75歳(一定の障害がある人は65歳)になったら、国民健康保険(または社会保険など)を抜けて「後期高齢者医療制度」という健康保険を使います。詳しいことはお問い合わせください。

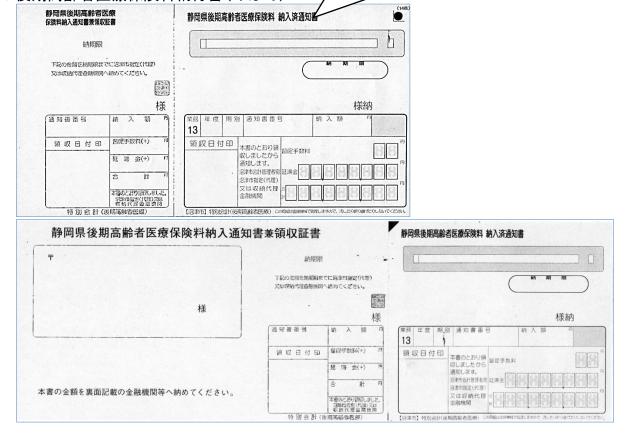
▼後期高齢者医療被保険者証(みほん)

	後	典	高	齢	者	医	療	被	保	険	者	証
Ī	1	一效	期	1								
被保	険者	-		-			4					
被保	住	所	•									
険	Æ	名										
者	生年	ян							137			
資格	取得年	ян					74					1
発:	幼期	В										
交值	寸年月	В										
01	部負担 例合	金										
並び	者番に保	9	静	岡県福	多期 。	新齢者	4医病	広場	速合			公印

保険証は毎年色が変わります

年金から天引きされる場合と 納付書で払う場合があります。 納付書は、8月に届きます。

▼後期高齢者医療保険料納付書(みほん)



※健康保険料の納付が難しいときは、国民健康保険課に相談しましょう。詳しくはお問い合わせください。

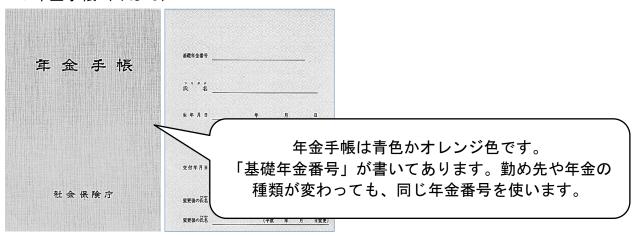
(4)年金制度

日本に住むすべての人は、原則として 20 歳から年金制度に加入して、年金保険料を払わなければなりません。住民登録のある外国籍の人も同じです。定年退職したときや、病気・けがで障害者になったときなどの生活を保障する大切な制度です。

厚生年金	
対象者	会社に勤めている人
保険料	加入者の給料の額によって決まる 事業主と加入者が 50%ずつ払う
手続きするところ	勤務先 ※詳しくは勤務先にお問い合わせください。

国民年金	
対象者	国内に住む 20 歳以上 60 歳未満の人
保険料	定額 (参考:令和2年度 16,540円/月)
手続きするところ	市民課国民年金係 25055-934-4724

▼年金手帳(みほん)



(5) 国民年金

① 市民課国民年金係 四055-934-4724

将来年金を受け取るには、国民年金・厚生年金あわせて、決められた期間納付する必要があります(免除・猶予期間も含む)。

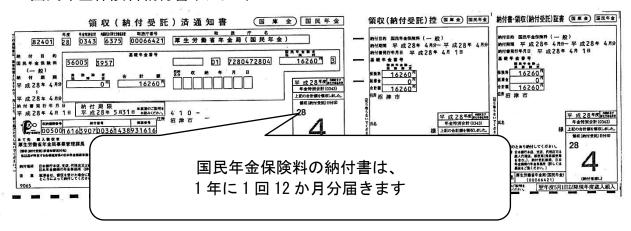
※詳しくはお問い合わせください。

〇免除 • 納付猶予制度

経済的な理由などで国民年金保険料を納めるのが難しいとき、免除を申請することができます。前年の所得の状況によって、一部または全額が免除されます。

50歳未満の人は申請によって国民年金保険料の支払いを待ってもらうことができます (納付猶予制度)。学生の人は「学生納付特例制度」を利用してください。 ※詳しくはお問い合わせください。

▼国民年金保険料納付書(みほん)



〇年金の受けとり

①日本年金機構沼津年金事務所 ☎055-921-2201市民課国民年金係 ☎055-934-4724

65歳になったら、納付期間を満たしている人は年金の受けとり申請をします。

希望があれば、65 歳まで待たずに 60 歳から申請することもできますが、受けとる額が少なくなります。

※詳しくはお問い合わせください。

日本年金機構ホームページ

○外国語で年金制度のパンフレットが読めます https://www.nenkin.go.jp/international/index.html

〇脱退一時金

①日本年金機構沼津年金事務所 ☎055-921-2201市民課国民年金係 ☎055-934-4724

短い期間しか日本に住んでいない外国籍の人は、母国に帰ってから 2 年以内に申請すれば、5年分まで「脱退一時金」を受けとることができます。

◆条件

日本国籍ではないこと

厚生年金または国民年金保険料を6か月以上払っていること

日本に住所がないこと

年金をもらう権利がないこと

※詳しくはお問い合わせください。

(6)税金

- 〇市(町村)に納める税金
 - ◆市県民税
 - (1) 市民税課 ☎055-934-4735・4736

納める人:

前年中に所得があった人に、1月1日に住んでいた市(町村)が課税する

納め方:

①特別徴収:

会社に勤めている人は、毎月の給料から引かれる 6月~翌年5月まで12回に分けて払う

- ②普诵徴収:
 - ① 以外の人は、市(町村)から納付書が届く 6月・8月・11月・翌年1月の4回に分けて払う
- ◆軽自動車税(種別割)
 - ① 市民税課 2055-934-4734

納める人:

4月1日に原動機付自転車(125cc 以下)・軽二輪(126~250cc)・小型二輪(251~2000cc)・軽自動車(660cc 以下)などを持っている人に市(町村)が課税する

納め方:市(町村)から送られる納付書で6月に払う

◆固定資産税

(i) 資産税課 ☎055-934-4737 · 4738 · 4739

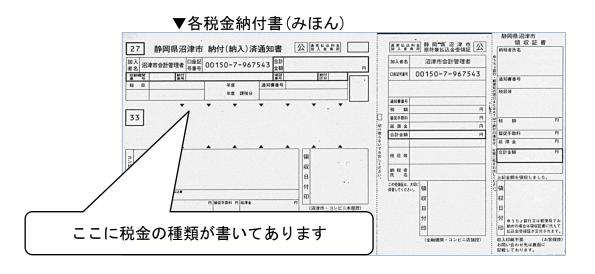
納める人:

1月1日に、土地・家屋・償却資産を持っている人に市(町村)が課税する

納め方:市(町村)から納付書が届く(固定資産税+都市計画税)

4月・7月・10月・12月の4回に分けて払う

※納付書は、市内の銀行・郵便局やコンビニエンスストアで使えます。口座振替もできます。詳しくはお問い合わせください。



- ※納期までに税金の納付が難しいときは、納税管理課に相談しましょう。夜間に相談できる日があります。詳しくはお問い合わせください。
 - (i) 納稅管理課 ☎055-934-4732

〇その他の主な税金

- ◆所得税
 - (1) 沼津税務署 ☎055-922-1560

納める人:

毎年1月1日~12月31日に所得がある人。国の税金。

納め方:

- ① 自営業などの人は、翌年3月中旬までに税務署に「確定申告」をして払う
- ②会社に勤めている人は、毎月の給料から引かれる 12 月に精算する(年末調整)
- ◆自動車税
 - (1) 静岡県沼津財務事務所 ☎055-920-2019

納める人:

4月1日に自動車を持っている人。県の税金。

納め方:県から送られる納付書で5月に払う

※所得税・自動車税について詳しいことは、各窓口にお問い合わせください。